

2014 年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	石塚 伸一

基準 5	学生生活への支援
	学生の心身の健康の保持／ハラスメントへの対応／ 学生への経済的支援／身体障がい者等への配慮／進 路についての相談体制

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評価形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
5-1 学生の心身の健康を保持・増進するための適切な相談・支援体制が整備されているか。	I ○	A	A
5-2 ハラスメントに関する規定及び相談体制が適切に整備され、それが学生へ周知されているか。	I ○	A	A
5-3 奨学金その他学生への経済的支援についての適切な相談・支援体制が整備されているか。	I ○	A	A
5-4 身体障がい者等を受け入れるための適切な支援体制が整備されているか。	II ○	A	A
5-5 学生の進路選択に関わる相談・支援体制が適切に整備されているか。	II ○	B	B
5-6 学生が安心して学修に専念できるよう、学生生活の支援に関する特色ある取り組みを行っているか。	II ○	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
5-1 学生の心身の健康保持については、これを保持・増進するため、大学として保健管理センターを設置し、学生部とも連携しつつ、心身両面での相談・支援体制を整えており、適切に対応している。 なお、昨年度改善点として挙げた「学習相談員制度」の見直しについては計画どおり実施した（2-23参照）。 5-2 ハラスメントに関しては、「ハラスメントの防止等に関する規程」を整備している。同規程では、ハラスメント相談員のほか、すべての教職員が申立ての窓口となっており、相談しやすい体制を整えている。2013年度は、セクシュアル・ハラスメント担当相談員（教職員14人）とセクシュアル・ハラスメント以外のハラスメント担当相談員（教職員13人）が相談に応じている。また、外部弁護士として女性弁護士2人がすべてのハラスメントについて相談に応じる体制を設けている。 学生への周知については、相談方法や相談員の連絡先を記載した案内パンフレット「ひとりで悩まないで相談してくださいーハラスメントに関する相談についてー」を新入生に配付しているほか、学内各所に常時配置し、また掲示等で案内している。 その他、学生間でのトラブルや日常的な相談については、学生生活委員会が対応している。 5-3 奨学金その他学生への経済的支援に関する相談・支援体制の整備については、以下のような、奨学金制度を整備している。 （1）給付奨学金 ①法科大学院学費援助奨学金

②法科大学院学業奨学金

③法科大学院下宿者学業支援奨学金

(2) その他の奨学金制度等

全学の学生を対象とした給付奨学金制度のうち、家計等の経済的条件が急変した場合には「家計急変奨学生」制度を利用することができる。自然災害等より被害を受けた場合も「災害奨学規程」により授業料相当額の免除等の措置を受けることができる。また、一時的に仕送りが遅れたり、生活費の不足・緊急の出費等があったりした場合には、短期貸付金制度が利用できる。以上の奨学金については、学生部で問い合わせ・相談に応じている。

5-4 身体障がい者等を受け入れるための支援体制の整備については、全学的な指針である「修学支援の方針」及び「障がいのある学生への支援について」に基づき、点訳サービスやノートテイク・介助者の雇用等各種支援体制を整えている。なお、2013年度には、特別な配慮を要する学生は在籍していない。

5-5 前回、改善点として挙げたキャリア委員会の新設については、予定どおり2013年4月に設置し、学生の進路選択にかかわる相談対応及び支援を担っている。キャリア委員会の構成は、キャリア主任及び2人のキャリア委員であり、いずれも専任教員が務めている。

キャリア委員会では、学生及び修了生の進路支援のため、就活セミナーの開催や、就職関係情報の提供等を行っている。その詳細については以下のとおりである。

(1)「就活入門セミナー」の開催

2012年度から在学生及び修了生を対象に「就活入門セミナー」を毎年1回開催している。

(2)就職関係情報の提供

企業や官公庁等から寄せられた就職関係の情報を掲示や電子メールにて修了生や在学生に案内している。

なお、キャリアセンターとの連携は継続課題である。

5-6 学生生活の支援に関する特色ある取り組みについては、前述の法科大学院所属の専任教員による学習相談員制度を始め、専任教員全員がオフィス・アワーを少なくとも週1回設定し、学修相談や将来の進路についての相談等に対応する体制を整えている。希望者には、在学生だけでなく修了生一人ひとりに専任教員が学習相談員として配置されるなど充実した支援体制を整えている。

〔改善すべき点の確認〕前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

- ・相談・支援体制の強化のため、「学習相談員制度」の徹底などにより、学生と教員とのコミュニケーションを深める仕組みを設ける。(5-1)
- ・「キャリア委員会」を新設し、学生支援の充実を図る。(5-5)
- ・学生の進路選択に対し、法務研究科とキャリアセンターの連携体制の確立も検討されては如何だろうか。(5-5)【留意点】

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。

特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

5-5 キャリア委員会において、さらにキャリアセンター及び「ジュリナビ」と連携しつつ、支援ノウハウの蓄積を図る。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
5-1	①「龍谷大学保健管理センター利用のしおり [2013 年度版]」2013 年 3 月
	②「ひとりで悩まないで—学業から就職、生活全般何でも相談してください— [大学生活サポートの相談利用案内]」2013 年 3 月
5-2	①「ハラスメントの防止等に関する規程」2008 年 3 月 21 日制定
	②「ひとりで悩まないで相談してください——ハラスメントに関する相談について」2013 年 3 月
5-3	「2014 年度 自己点検・評価用法科大学院基礎データ」(表 17) 奨学金給付・貸与状況
	①「法科大学院既修（2 年修了）コース学費援助奨学生選考内規」2010 年 2 月 5 日制定
	②「法科大学院学費援助奨学生選考内規」2004 年 7 月 8 日制定
	③「龍谷大学給付奨学生選考細則」2002 年 6 月 6 日制定
	④「法科大学院学業奨学生の選考方法等について<2012 年度以降入学（標準コース）生対象>」2011 年 10 月 5 日改正
5-4	⑤「法科大学院下宿者学業支援奨学生の推薦基準等に関する内規」2010 年 6 月 23 日制定
	①「共に学ぶ、友と過ごす。—龍谷大学が行う障がいのある学生への支援— (案内パンフレット)」2013 年 5 月
5-5	①「学生・修了生向け特別就活入門セミナー開催決定!!」2013 年 6 月 25 日付掲示
	②「ジュリナビ就活セミナーアンケート (集計結果)」2013 年 7 月 17 日 教授会報告
	③卒業生支援センター (キャリアセンター) web ページ < http://career.ryukoku.ac.jp/graduate/gaiyou.html > 最終アクセス : 2014/02/22

II. 評価結果

総評
「学習相談員制度」は、制度変更や指名の呼びかけ等の取り組みにより、利用者が増え、改善の兆しが見えた。実績や指導内容の組織的な把握が不十分である点について、「月報」の提出を求めることにより改善を図ろうとしている点は評価できる。今後は、実績や指導内容などについて組織的に把握し、学習支援が適切に行われているか検証できる体制を構築頂きたい（基準 2-23）。 また、在学生の進路支援に関し、法務研究科内の「キャリア委員会」を中心に支援を行っている点は評価できる。ジュリナビ就活セミナーアンケートでは、一般企業を就職希望先にしている学生もいることから、継続課題となっているキャリアセンターとの連携について早期に解決し、キャリアセンターにおいて就職支援が行われるよう検討願いたい。
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 * 各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
・ジュリナビ就活セミナーアンケートでは、一般企業を就職希望先にしている学生もいることから、継続課題となっているキャリアセンターとの連携について早期に解決し、キャリアセンターにおいて就職支援が行われるよう検討願いたい。【留意点】
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

III. 大学基準協会からの助言について

助言内容 (法科大学院)
5-3 【問題点】
1) 経済的困難を抱える者に対する学費減免等の措置など、学生に対する経済的支援策を一層拡充する必要がある。特に、日本学生支援機構奨学金の第一種奨学金と第二種奨学金の両方の同時の申し込みが原則として認められないとの運用については、同時申し込みを認める方向で改善することが望まれる(評価の視点5-3)。→ 対応済